

受 診 報 告 書

愛知県立知立高等学校長 殿

\_\_\_\_\_ 年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

1 出席停止となった病名 \_\_\_\_\_

2 出席停止の期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 診断を受けた医療機関名 ( \_\_\_\_\_ 市・町) \_\_\_\_\_

上記のとおり医師から診断を受けましたので、報告します。

\_\_\_\_\_ 保護者氏名 (自署)

※この書類に、医療機関を受診したことがわかる書類（領収書や薬袋等、写しで構いません）を添えて、登校後、担任へ提出してください。（担任→保健室）

(参考)学校において予防すべき感染症と出席停止期間(学校保健安全法施行規則第19条)

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(R2. 1月に、中国からWHOに報告されたウイルスに限る)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで